

販売支援ツール作成業務委託仕様書

1 業務名

販売支援ツール作成業務

2 業務の目的

農商工連携により商品を開発した連携体（中小企業者・農林漁業者）は、小規模な事業者等が多く、商品をPRできるツールが、紙媒体やHPでの商品掲載など一般的なものに限られ、効果的なPR方法が不足しており、商品や事業者等の認知度が高まっておらず、特に展示会や首都圏での催事等で苦戦している。

今回、素材の生産現場、こだわりの加工方法などの製造工程及び利用シーンなどのPR動画を制作し、バイヤーとの商談や首都圏展示会等での営業活動で活用し、新たな販路開拓を支援する。

3 業務内容

業務内容は概ね次のとおりとするが、詳細は契約締結後に公益財団法人 えひめ産業振興財団（以下「財団」という。）と協議のうえ、決定するものとする。

- ・農商工連携により商品を開発した連携体を総合的にPRする動画〔25 連携体、約 2 分/連携体〕をそれぞれフルハイビジョン以上の画質で制作し、販路拡大に繋がる効果的な内容とすること。
※動画制作の対象となる連携体は、財団と受託者が協議のうえ、選定する。
- ・生産現場や工場、作業工程、販売状況等を取材し、食品関係の展示会来場者や百貨店・高級スーパー等の食品バイヤー、首都圏等の消費者等に訴求効果の高いPR動画を作成すること。
- ・ナレーションは日本語とし、字幕は、日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）を選択できるものにする。
- ・Webサイト掲載用として、25 コンテンツをそれぞれ独立させた形式の動画も制作すること。

4 成果品の規格・仕様、提出期限及び提出先

成果品の規格・仕様及び提出先等については、概ね次のとおりとするが、詳細は契約締結後に財団と協議のうえ、決定するものとする。

(1) DVDディスク

- ・形式：NTSC形式（リージョンコードはフリーとすること）
盤面にタイトル等を記載すること。
- ・規格：HD（アスペクト比16：9）サイズ、カラー。
コピーガードを施すこと。
- ・部数：150枚
マスターディスクとして、コピーガードを施さないディスク

も1枚納品のこと。

- ・ケース：トールケースとし、パッケージにカラーで、収録内容を連想させる写真やイラスト及びタイトルを記載すること。
- ・提出期限：平成30年1月24日（水）
- ・提出先：公益財団法人 えひめ産業振興財団 産業振興課

(2) Webサイト掲載用データ

- ・形式：MPG、MP4のいずれかの形式で作成すること。
- ・作成期限：平成30年1月24日（水）
- ・Webサイトへのアップ：財団が指定したサイトにアップすること。

(3) その他制作資料

映像編集に伴うシナリオや概要書、編集前の映像素材、ナレーション原稿、著作権目録等一式

※電子媒体の提出に当たっては、ウィルスの混入等がないよう十分留意すること。

※DVDは、高品質かつ保存に適した高耐久のものを使用すること。

5 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について財団と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して財団に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、財団の検査を受けること。
- (3) 財団は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

6 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、財団の承諾を得なければならない。

7 著作権等の取扱い

- (1) 本契約により作成される成果物に係る一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、愛媛県に帰属する。なお、受託者が本業務以前から所有している著作権については、成果物の活用の範囲内（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加、加工、修正等の編集は含まない。）において、愛媛県での使用を認めるものとする。
- (2) 受託者は、愛媛県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18

条及び第19条を行使することはできない。

- (3) 愛媛県は、著作権法第20条第2項に該当しない場合においても、その他使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (4) 当該成果物に含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。
- (5) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

8 秘密保持

- (1) 受託者は、財団からの開示された秘密情報を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等について、秘密が不当に開示又は漏えいされないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。
- (2) 受託者は、事前に財団の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (3) 受託者は、秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職したものも含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の順守を徹底させるものとする。

9 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年10月16日愛媛県条例41号)に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務(再委託した場合を含む)を履行する上で、個人情報を扱う場合は、愛媛県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

なお、疑義がある場合は財団に協議することとする。

10 その他留意事項

- (1) 事業実施に当たっては、知的財産権その他第三者の権利を侵害しないように注意し、必要がある場合には受託者の責任において適切に権利を利用すること。
- (2) 本事業に係る第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ財団と協議の上、処理するものとする。